

指定難病・小児慢性特定疾病データベースのオンライン化について

●オンライン化の目的

- ・データベースの充実と利活用
- ・各種事務負担の軽減

●オンライン化補助金の令和5年度予算

- ・小児慢性：350,000円
- ・指定難病：2,650,000円

●新システムの機能

① 前回地踏襲機能	・前回登録データの再利用により、入力負荷が軽減される ・利用状況を監視し、セキュリティが確保できる
② 指定医の兼務医療機関登録機能	・指定医が新システムに登録すれば、どこからでも担当患者の臨個票・意見書が作成できる
③ 臨床調査個人票（医療意見書）連携機能	・指定医は転院後の医療機関において、臨個票・意見書情報を参照することが可能
④ 院内システムとの連携機能	・電子カルテ・文書システム等の院内システムからデータを抽出し、登録が可能（データ連携仕様に基づき個別対応が必要）
⑤ 医療クラークとの連携支援機能	医療クラーク等との連携を効率化し、指定医の入力負荷が軽減される（医療クラークによる下書き、コメント付与等）
⑥ チェック機能	・作成時に入力漏れ等のチェックを行うことで、自治体等からの内容照会の対応負荷が軽減される
⑦ 自動計算機能	医師が手動で計算を行っている合計や指標等について、自動計算を行い、計算負荷が軽減される
⑧ 機械判定機能	作成時に診断基準及び重症度について、整合性チェックを行うことで、自治体の確認の負担が軽減される

●スケジュール

R5.8～ 医療機関ID・PW発行	R5.10～ 小慢オンライン登録開始
R5.8～ 新システム用教材の展開	R5. 中～ 臨個票様式の変更
R5.8～ 意見書様式の変更	R6. 4～ 難病オンライン登録開始

●注意 必ず堺市ホームページにて詳細を確認してください

堺市 難病 オンライン化 で検索